

## 令和8年度グッドデザインものづくり推進業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度グッドデザインものづくり推進業務

### 2 業務の目的

現在は、製品の機能だけでなく感性の面においても期待を超える価値を創出することが市場で求められているため、製品の企画開発等におけるデザイン戦略の導入を支援し、製品の付加価値化、他社との差別化等による企業価値の向上を図る。

### 3 業務の内容

県内のものづくり企業を対象に、デザイン戦略を有効に活用して自社製品を開発・展開している企業やプロダクトデザイナー・クリエイター等を講師に招き、プロダクトデザインを導入した製品開発を促進するためのセミナーを開催する（年1回程度）。

### 4 完了報告書等の提出

業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を県に提出すること。

### 5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 6 委託限度額

821,820円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 7 業務に係る留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議し、県の指示に従うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、進捗を管理する責任者や担当者を明確にするなど、組織体制を整えた上で必要な関係職員を配置し、効率的な業務の推進に努めること。
- (3) 業務の経費に関する出納を明らかにするため、その経理についての帳簿を備え、その支出を証する書類を整理し、業務が完了した日から5年間保管すること。また、県が帳簿の提示等を求めたときは、速やかに対応すること。
- (4) 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、当該業務を効果的に遂行することのできる者にその一部を再委託することができる。
- (5) 県、受託者双方の責めに帰することができない事由によって業務を遂行することができなくなったときは、双方が協議してこの業務委託契約を解除し、又は変更することができる。

(6) 受託者が業務を履行しない場合において、県が相当の期間を定めて受託者に催告し、その期間内に当該履行がないときは、県は、業務委託契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における業務の不履行が取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。ただし、次に掲げる場合には、県は、催告をすることなく、直ちに業務委託契約を解除することができる。

ア 業務の全部の履行が不能であるとき。

イ 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは業務の目的を達成することができないとき。

(7) 上記(6)の規定にかかわらず、県は、受託者が次のいずれかに該当するときは、業務委託契約を解除することができる。

ア 役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号口に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

エ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(8) 受託者は、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りでない。

## 8 その他

業務の実施に当たり、業務委託契約書又は本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議を重ねながら実施するものとする。